

年間受講計画(仮推薦受付)

1. 令和2年度研修に関し、第1部課程、第2部課程、第1部・第2部特別課程、基本法制研修について、推薦の仮受付を行います。都道府県、指定都市及び市区町村にあっては、「調査・照会(一斉調査)システム」で「人事担当」あてに照会しておりますので、それによりご回答願います。自治体以外の団体においては、個別にメールで連絡しておりますのでご確認ください。回答期限は令和2年1月24日(金)です。
2. 上記1による仮受付の結果は、「調査・照会(一斉調査)システム」で都道府県、指定都市及び市区町村の「人事担当」あてに配信しているとともに、仮申込みいただいた団体にはメールでもご連絡をしておりますが、[別紙](#)  の通りご連絡いたします。(1/31)
3. 上記2による連絡後の状況を踏まえ、2部課程に関して、下記(1)及び(2)についてご連絡です。(2/25)

(1) 第2部課程第192期から別の期への振替を依頼させていただいているところであり、その後多くの団体に振替にご協力いただいているところですが、192期は依然として定員を上回る状況にあります。

現時点では、191期に余裕があります。また、190期及び193期も若干の枠があります。特に191期への振替を中心に、ご検討いただけますようお願い申し上げます。(振り替えいただける場合は担当宛てメールでご連絡ください。翌年度の同様の調整の際に有利になることがあります。)

推薦期間に先立って行う事前調整(5月を予定)においても調整がつかない場合は、入校決定にあたって選考(抽選等)をせざるを得ないことを、予めご承知おきください。

- (2) 基本法制研修につきましては、「令和2年度研修計画」の第2部課程の箇所において、“基本法制研修A及びBの受講が可能な場合にあっては、演習等を通じ実践的な内容が習得できる基本法制研修Aの受講を薦めます。”と記載しています。

現時点で、2部と法制Aのセットで仮申込みしている団体は、令和元年度の実績(33団体)よりも現時点で増加(51団体)しております。

2部と法制Bのセットの団体におかれましては、「演習等を通じ実践的な内容が習得できる法制A」の受講もご検討くださいますようお願いいたします。

※ 仮申込みのうち、2部課程以外の状況については、1/31配信の情報の通りです。

※ 平成31年度年間受講計画(仮推薦受付)のページは[こちら](#)

連絡先

自治大学校教務部

根塚教務部長、上野庶務係長

TEL:042-540-4502

提出先: jitidai-kyoumu@soumu.go.jp

スポーツによる地域活性化のトレンドと自治体の役割【後編】

拓殖大学商学部准教授 松橋 崇史

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

※ 【前編】は2020年1月に発信しています。

1. スポーツを切り口とした様々な政策課題へのアプローチ

スポーツが地域活性化に寄与する、第3の特徴は、スポーツが、様々な政策課題の解決を促す切り口になる、ということである。スポーツは使い方によっては多様なメッセージを持たせ、政策課題や地域課題にアプローチすることができるということだ。スポーツを活かして地域活性化を図ろうとする考え方もこの役割に含まれる。スポーツツーリズムを促すことによるインバウンドの推進、メガスポーツイベントの参加チームのキャンプ誘致を通じた国際理解や相手国との経済交流の促進、東京パラリンピックの参加チームとの交流を通じた共生社会に向けた施設のバリアフリーや心のバリアフリーの推進など、である。

プロ野球球団と連携した重要施策の推進

東北楽天ゴールデンイーグルス（株式会社楽天野球団）は仙台市の宮城球場（楽天生命パーク宮城）を本拠地として東北をフランチャイズに活動を行っている。仙台市との連携が進み、スポーツを所管する「文化観光局文化スポーツ部」に限らず、「観光局観光交流部」や「経済局産業政策部」とも共に活動を行っている。仙台市は東日本大震災の影響でインバウンド推進において遅れをとってきた。インバウンド強化にあたり多くの誘客が見込める台湾へのアプローチの際に、台湾出身の選手を有する株式会社楽

天野球団と連携して進めているという。また、IT産業の起業促進策の一環で、楽天生命パーク宮城を舞台としたアプリ製作のアイデアソンを実施したが、イベントの中で、楽天株式会社の技術者にも協力を仰いだ。地域連携を積極的に推進しようとする球団側の意向があって成立する取り組みであるが、プロスポーツコンテンツを地域活性化に活かそうとする典型例である。

ホストタウン事業を通じた政策課題へのアプローチ

東京オリンピック・パラリンピック（以下：東京オリパラと呼ぶ）では、その影響を全国各地に広げる動きとして内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局が主導する「ホストタウン事業」がある。東京オリパラには、205の国と地域から約15,000人のアスリートが集う。大会は東京を中心に行われるが、事前キャンプは全国各地で受け入れなければ対応できない。政府は2014年9月にホストシティ・タウン構想を発表、参加国・地域のホスト役となる地方自治体を募集・支援することを表明した。2019年11月末時点で、第16次登録が終わり、登録件数392件、自治体数は464、相手国・地域は156となっている。

ホストタウン事業には、参加国・地域との交流事業に係る費用の半額を特別交付税で措置することなどの財政支援策が発表されている。各自治体がホストタウン事業を有意義に進めるためには、単純にキャンプを誘致するだけでなく、ホストタウンとなることによってどのような政策を進めるのかについて検討していく必要がある。ここでは、青森県三沢市と山梨県山中湖村のケースを紹介しよう（詳細は、松橋崇史、「メ

ガススポーツイベントと地域活性化―ホストタウン自治体の試みと課題―、都市問題 2020 年 1 月号を参照頂きたい)。

青森県三沢市ではカナダをホスト対象国として、車いすラグビーチームの事前キャンプを受け入れる。少子高齢化が進む中で、皆が幸せに暮らせる街を目指そうと市の総合計画を見直している中で、東京オリパラへの関わり方を探ることになった。パラスポーツの体験会を開催した際に、従来のスポーツと異なり、多様な人が参加できるように設計されたパラスポーツのコンセプトに触れた。「共生社会を実現する」という市とパラリンピックのビジョンの共通性を実感し、まちづくりを推進できると考えてパラリンピック参加チームの事前キャンプ誘致に動いた。キャンプ開催を通じて、市内の小中学校やボランティアを中心に好影響が生まれ、公共施設のバリアフリー化も始まっている。

山梨県山中湖村は、フランス自転車チームの事前キャンプ地であり、自転車競技ロードレースの競技会場でもある。この機会を活かして山中湖村では、「自転車の聖地」を創ろうという動きが生まれていく。山中湖村は観光地やスポーツの合宿地として有名であるが、その観光産業を支えるコンテンツに磨きをかけようという試みだ。2019 年 2 月には、一般社団法人山中湖村サイクリングチームを有志が創設。法人の中に、プロサイクリングチームを目指すチームと多くの市民が参加できるサイクリングクラブを立ち上げる。拠点施設としてサイクリングベースを設け、2019 年 11 月には大会として山中湖サイクリングクラシックを開催した。サイクリング大会が開催できるサイクリングコースの建設も検討されている。

2. 持続性を担保する担い手の育成

地域活性化に対してスポーツが持ちうる役割の特徴を 3 つの視点から紹介してきた。地域活性化に対する役割を果たし、その効果を確かな

ものにして持続させていくためには、どうすべきなのか。明確となりつつある傾向は、持続性を担保する担い手を育成するということである。

代表チームのキャンプ地と地域活性化

2002 年 FIFA ワールドカップ日韓大会の事前キャンプの誘致合戦は、盛り上がりを見せ加熱し、最終的には、23 の地域 (25 の自治体) がキャンプ地に選ばれた。それらの地域の多くでは、キャンプ誘致を地域活性化に活かすための方策が事前に定められていたわけではなかったが、結果的に地域活性化に結び付けていった地域が生まれた。(詳細は、松橋崇史、「2002 年 FIFA 日韓ワールドカップのキャンプ地における「ソフトレガシー」の形成過程 ―「ソフトレガシー」が形成された 4 自治体の事例分析―」、地域活性研究 8 巻、2017 年を参照頂きたい)。

先に触れた大分県の旧中津江村や長野県松本市はその典型である。長野県松本市はパラグアイ代表のキャンプ地となったが、その誘致や応援、J クラブとのマッチメイクのために、松本青年会議所、松本商工会議所、県内にプロサッカークラブを創設しようとする有志と一緒に活動を行うようになった。その盛り上がりの中で構築されたネットワークがベースとなって松本山雅 FC が誕生していくことになった。島根県出雲市や新潟県十日町市ではキャンプ開催を契機に、地元のスポーツ NPO が誕生したり、飛躍の機会にしたりした。

25 の自治体でキャンプが行われ、その時の経験を、その後のスポーツによる地域活性化に結び付けた事例に共通していることは、その後の活動において、事業性が確保され、その事業を担う組織が育ったことである。行政は、公共スポーツ施設を有し、スポーツ振興関連予算を持つことから、それぞれの事業に対して強く関与しているが、その関わり方は専ら「施設の提供」「資金の提供」と「活動の評価／方向づけ」となっている。現在、全国各地で進む「ホストタ

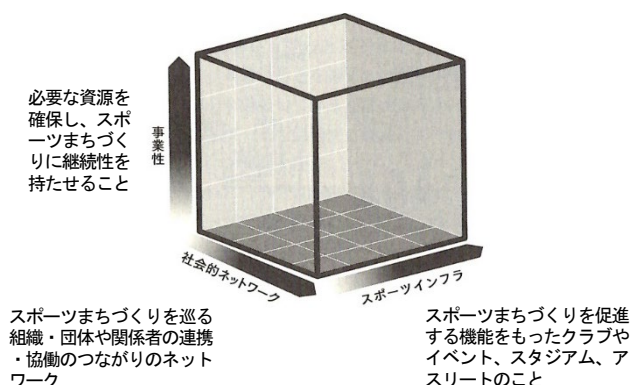
ウン事業」から生まれた活動も担い手が育つかどうかで、その後の波及効果が変わってくるだろう。

3. スポーツまちづくり CUBE と自治体の役割

最後に、地域活性化におけるスポーツの役割をまとめ、自治体の役割を考えたい。

図1は、スポーツまちづくり（スポーツによる地域活性化）を推進していくロードマップを描きやすくするために筆者らが提案したスポーツまちづくり CUBE である（詳細は、松橋崇史・高岡敦史編著、「スポーツまちづくりの教科書」、青弓社、2019 年を参照頂きたい）。

【図1】スポーツまちづくり CUBE



※拡大したものを本稿末尾に掲載

3つの軸は、社会的ネットワーク、事業性、スポーツインフラである。まちづくりの領域で、社会的ネットワークの重要性と事業性の重要性は再三指摘されてきた。社会的ネットワークとは、スポーツまちづくりをめぐる組織・団体や関係者の連携・協働のつながりのネットワークであり、事業性とは必要な資源を確保し、スポーツまちづくりに継続性を持たせることである。そして、スポーツインフラとは、スポーツがスポーツまちづくり（スポーツを通じた地域活性化）において、本稿で指摘してきたような役割を担い、地域活性化に対して良い影響を与えようかどうかを指している。スポーツが地域活性

化において、しっかりと役割を担い、活性化に寄与すれば、社会的ネットワークの形成や事業性の向上に寄与し、3つの軸が相互に影響を与え合いながら、スポーツまちづくり全体が進んでいく。

スポーツまちづくり CUBE の特徴は、スポーツが持つ地域活性化における役割を「スポーツインフラ」として含んでいることである。これは、スポーツが地域活性化に独自の役割を持ち、スポーツ自体が地域活性化を駆動させる役割を持つという実態に即しているものである。スポーツまちづくりでは、「スポーツインフラ」の高まりが、社会的ネットワークの形成や事業性確保を生み出し、3軸の相乗効果を生み出す。

各自治体では、スポーツまちづくりをどのように使うのか。現状、スポーツによる地域活性化に向けた取り組みを行っている自治体は、活動の成果を高めるためにどの要素が足りないのか評価、検討する参考情報にして頂きたい。これから活動を始めようという場合は、3軸のバランスを意識しながら進める方策を検討して頂きたい。

スポーツによる地域活性化に向けた自治体の役割

各軸を支えるための自治体の役割は大きい。持続的なスポーツまちづくりの中心には企業や社団法人／NPO 法人等の民間事業者が立つ場合が多くなることを指摘してきた。事業性では、それら民間事業者への委託事業、イベント等の開催補助／支援とそれを通じた活動評価がある。スポーツを所管する部や課以外が、スポーツの活用策を検討し、観光振興、経済振興、共生社会への実現などの名目で予算を確保することもスポーツを活かした地域活性を持続的に推進するためには重要だ。地方創生推進交付金など国・政府の予算を獲得することも重要になる。社会的ネットワークでは、自治体もその中に参加することができる。スポーツまちづくりの活動に

地域内での正当性を付与する役割や、同時に、スポーツまちづくりの活動に「公益性」を担わせることができるように方向付けていくことも重要な役割になる。スポーツインフラでは、トップクラブの育成、各種イベントの誘致、メガスポーツイベントのキャンプ地誘致などが端緒になるため、それらに大きな影響力を持つ首長や議会／議員の役割が大きく、行政の働きも重要となろう。各々の軸を高めつつ、軸間の相乗効果を生み出していくことが肝要である。

著者略歴

拓殖大学商学部准教授

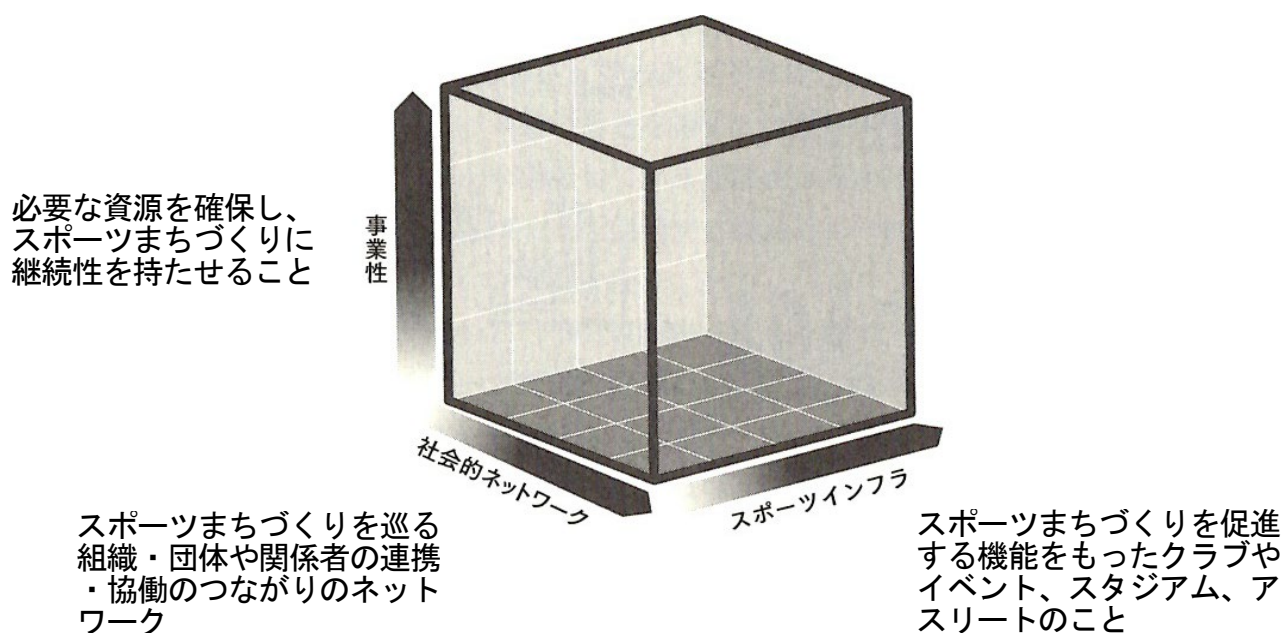
松橋 崇史（まつはし たかし）

専門は、スポーツマネジメント、スポーツ政策、ソーシャルイノベーション。

慶應義塾大学総合政策学部卒業。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士課程単位取得退学。博士（政策・メディア）。東京工科大学メディア学部助教を経て、2016年4月より現職。

他に慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授、一般社団法人スポーツによる地方創生推進会議代表理事を務める。

【図1（再掲）】スポーツまちづくり CUBE



自治大学校における研修講義の紹介

これからの自治体の農業政策【前編】

一般財団法人キャングローバル戦略研究所研究主幹 山下 一仁

編集者注：本稿は、自治大学校で令和元年12月2日（月）に行われた第1部課程133期における研修講義及び12月9日（月）に行われた第2部課程第188期における研修講義の内容を整理したものです。

※【後編】は、次回発信の予定です。

考えるということとは？

行政においては、旧例を踏襲して定型的に処理すればよい場合もあるだろうが、行政が対象とする社会も経済も刻々と変化するので、様々な局面や状況で我々が“考える”ことが必要となる。世間で“頭が良い”と言われる人が考えることに長けているとは限らない。東京大学を一番で卒業する人は誰かが考えた試験問題について誰かが作った答えを書いているだけである。

行政などの実社会で要求される“頭の良さ”はこのようなものではない。まず、我々の仕事には誰かが用意した問題文があるのではない。何が問題でこの地域の経済活動が停滞しているのかなど、問題を見つけなければならない。この作業は決して簡単なことではない。本質的な問題に気が付かない場合が多い。一種のセンスが必要となる。

次に、我々の仕事には誰かが用意した答えがあるのではない。複数の答えがあるかもしれない。その中で最も適切なものを選ばなければならない。

この“考える”という技術やセンスは、誰かが教えてくれるものではない。しかし、努力や訓練で向上させることができる。また、“考える”ための工夫はある。

まずは、関連して重要だと思われる事実（ファクト、データ）を集めることである。単に、事実を集めればよいのではない。何が重要なのか（本質的な事実と枝葉のような事実を区別す



る）、だれもが信じていることが正しいのだろうかなど、考えながら事実を集めることが必要となる。シンプルな疑問を発することが問題発見に役立つこともある。

それから、こうして集めた事実を論理（ロジック、セオリー）で組み立てるのである。国際交渉になると、これを英語で表現しなければならない。Facts × Logic × English である。重要なのはすべて掛け算だということである。いくら適切な事実を集めても、論理がゼロであれば、正しい答えに到達できないばかりか、それを周囲の人に伝えたり説得したりすることができなくなるので、零点となる。逆に、素晴らしい論理を持っていたとしても、事実がゼロであれば、零点となる。

考える例

例を挙げよう。私が参加した2002年APECの

貿易大臣会合で、アメリカの通商代表はEUの遺伝子組み換え表示規制が厳しすぎてEUに輸出できないので、APECの貿易大臣全員でこれをやめさせるようEUに申し入れるべきだという提案を行ってきた。当時アメリカでは規制なし、日本の規制はEUほど厳しくはないというものだった。私はアメリカのことだからEUを攻撃すると次に日本を攻撃してくるだろうと考え、この提案を潰そうと考えた。

このとき、私はAPECが二国間ではなく多数国間の交渉の場であることに着目し、日本に賛同する仲間の国を作ろうと考えた。APEC加盟国の表示規制を調べると、オーストラリア、ニュージーランドが日本と同様の規制を行っていることを発見した。この両国を味方につけるとともに議長国などに根回しをすることによって、アメリカを孤立させ、その提案を葬ることができた。多数国間の交渉の場という状況を考慮し、APEC加盟国の表示規制という事実を見つけたのである。

もう一つ例を挙げよう。米の内外価格差は大変大きなものであるというのが常識だったし、今でもかなりの人がそう思っている。しかし、米といっても日本米のような短粒種、タイ米のような長粒種があり、その中でも品種によって大きな品質・価格の差がある。2003年WTO交渉で農産物には100%までの関税しか認めないという上限関税率の提案がアメリカやEUなどから行われたとき、日本の農業界は混乱した。100%の関税だと日本米は2倍以内の価格でないとアメリカ産米に太刀打ちできなくなる。当然日本は反対するという主張を行う。しかし、どこまでの関税なら許容できるのかを判断する前提として、実際本当の米の内外価格差はどのくらいなのかを知っている必要があるのだが、だれも把握していなかった。

日本はミニマムアクセスの中でのSBS方式により10万トンの枠内でアメリカ等から主食用の米を輸入していた。当然その輸入価格も把握し

ていた。日本米と品質に近いものはこの米だった。しかし、農林水産省の幹部職員を含め誰一人として、この米の価格と日本米の価格（いずれも公表数字なので誰でも入手できる）を比較しようする人はいなかったのである。輸入米は精米トン当たりの価格で、国産米は玄米60キログラムあたりという違いはあるが、換算方法はあるので、比較しようとすればできた。私が計算すると、当時信じられていた5倍程度というものではなく、2倍程度だった。その後内外価格差はさらに縮小し、2014年には内外価格差が逆転するという事態も生じた。本当の内外価格差はどれだけののだろうかという“シンプルな疑問”を発することさえできれば、このファクトの発見は簡単だった。

そのためには、考えていなければならない。“ボーと生きている”だけでは、シンプルな疑問を発することはできない。

農業クイズ

そのような観点から農業を見てみよう。

1. 日本の次の地域を農業生産額の多い順に並べなさい。～九州、関東、東北、北海道

このクイズについて、専業農家の人たちも含めほとんどの人が北海道を一番に挙げる。しかし、答えは、関東、九州、東北、北海道の順である。アメリカの人に、どの州が農業生産額が最も多いと思うかと聞くと、ほとんどの人が最も土地が肥沃で広大なコーンベルト地帯のアイオワを答える。しかし、二位を倍以上離してダントツの首位はカリフォルニアである。

2. 世界最大の農産物輸出国はアメリカですが、10位までの過半を占めている地域があります。次から選びなさい。～ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニア、南北アメリカ

答えは、土地が広いわけではないヨーロッパである。世界第二位の農産物輸出国は、九州ほどの大きさしかないオランダである。土地の広いオーストラリアは15位くらいでベストテン

にも入らない。

3. 牛肉の輸出国は、インド、ブラジル、アメリカ、オーストラリアですが、最大の輸入国は？

答えは、アメリカである。農産物全体でもアメリカは世界最大の輸出国であると同時に、一位、二位を争う大輸入国である。

以上のクイズに正しく答えられる人は少ないはずだ。我々の通念の多くは間違っているのである。では、なぜなのだろうか？

広大な土地を持っている、北海道、アイオワ、オーストラリアがトップではなく、関東、カリフォルニア、オランダがその上に立つのはどうしてだろうか。北海道などが作っているのは、果樹、野菜、花など付加価値の高い農産物ではなく、トウモロコシ、大豆、小麦、イモ、ビートなど食品工業の原料農産物の比重が高いのである。土地が広いので低コスト生産はできるが、作っているものの価格は高くない。

また、日本がトヨタ、ホンダなどを輸出し、ベンツ、プジョーなどを輸入しているように、品質の違いがあるときは、農産物の貿易も双方向である。牛肉だけでなく、米でもアメリカは350万トンの長粒種米を輸出しながら、80万トンのジャスミン米を輸入している。

これらのクイズだけではなく、我々は、古いイメージにとらわれ、現実の農業や農村を知らない。農村は変わった。1970年では農家戸数の比率が70%以上の農業集落は全体の63%を占めていた。しかし、2015年では農家戸数の比率が10%未満の農業集落は全体の30%、10~30%は27%を占める。混住化が進み、農業集落で農家は少数派となっている。機械化が進み、1ヘクタール当たりに必要な年間労働日数は1951年の251日から2015年の29日に減少している。兼業収入の増加によって、1965年以降農家所得はサラリーマン世帯の所得を上回っている。農家はもう貧しい弱者ではない。2017年養豚農家の平均所得は2千万円である。

こうしたファクトは、我々が正しい農業政策

を考えるときの前提となる。

TPPと日米貿易交渉の中の農業

TPP交渉は、アメリカのオバマ政権が壮大な構想を持って開始したものだった。その狙いは中国への新しいルールや規律の適用である。中国と同じ社会主義国で国有企業を多く持つベトナムを仮想中国と見立てて交渉し、偽造品の取引防止など知的財産権の保護、投資に際しての技術移転要求の禁止、国有企業と海外企業との間の同一の競争条件の確保などを新しく規定した（これらは現在のトランプ政権が中国に要求していることである。これらは全てTPPに規定されている。）。TPPのようなメガFTAが成立する場合取り残されると不利になるため、多くの国が参加する。やがて中国が参加せざるを得なくなったときに、TPPの新ルールを中国に適用しようとしたのである。

アメリカの連邦議会がTPP協定を承認しないことが明らかになった2016年夏頃、私はアメリカ抜きのTPPを妥結するよう提案した。そうなれば、TPP加盟国の豪州は低い関税で日本に農産物を輸出できるのに対し、アメリカは高い関税を払わなければならない。日本の農産物市場から駆逐されることを恐れるアメリカにTPPへ復帰させようと考えたのである。しかし、私の提案に対して、この時安倍首相は国会でアメリカ抜きのTPPは意味がないと答弁していた。

しかし、翌年二国間交渉を要求するというトランプ政権の姿勢が明らかとなったとき、TPP以上の農産物市場開放を恐れた日本政府はアメリカ抜きのTPPを先行させ、アメリカ農産物を日本市場で不利に扱うことによって、アメリカが強く出られないようにしようと態度を変更した。こうしてできたのがTPP11である。日本政府が日米貿易交渉で日本の農産物譲歩をTPPの譲歩の範囲内に収めたのは、TPP11があったおかげだろう。TPP11は、大きな政策について私の提案が実現した初めてのケースとなった。

TPP でアメリカは日本に対して 7 万トンの米の輸出枠を実現したのに、日米貿易交渉ではこれが合意されなかった。安倍政権はこれを日本政府の交渉の成果だと主張している。では、アメリカはなぜ真剣に要求しなかったのだろうか。

日本米の価格が高ければ、アメリカから安い米を輸入して日本で売ると必ずもうかる。2009 年までは先ほどのミニマムアクセス (SBS 方式) 米 10 万トンは 100% 消化されていた。しかし、日米の米の内外価格差が縮小する中で、2013 年以降 100% の年は 1 年だけで消化率は大きく低下している (特に 2014 年は 12%)。10 万トンの輸出枠さえ消化できないのに、新たに 7 万トンの枠を設定されても、アメリカの米業界はまったく利用できない。ファクツを押さえていれば、交渉相手の出方も読むことができる。

(後編に続く)

著者略歴

一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
山下 一仁 (やました かずひと)

東京大学法学部卒業。農林水産省農村振興局整備部長、同農村振興局次長、経済産業研究所上席研究員などを経て、2010 年より現職。



(自治大学校寄宿舎ベランダから撮影)

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（税務専門課程会計コース第 37 期）

大分県庁 上田 慎司

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

ある日、所属長から「自治大学校税務会計コースに行かないか？」と声をかけられました。税務会計コースは研修期間が長く、修了試験もあるハードな研修と聞いていたので、受講するか迷いましたが、「税務・会計の専門的な勉強をしたい。」「集中して勉強できる機会は今後無いだろう。」という思いが強くなり、受講することにしました。

この研修は、地方公共団体の税務担当職員として必要な知識を習得するため、簿記及び会計学から税法、経営分析に至るまで幅広い科目により編成されています。また、税理士法に基づく指定研修として位置づけられており、修了試験に合格し、一定の条件を満たすことで、税理士試験における会計学に属する科目が免除されます。

研修期間は4月から6月の通信研修と、7月上旬から10月上旬までの宿泊研修から構成され、全体で約半年に及びます。税理士試験の科目免除もあるため、研修内容は高度なものでしたが、税務経験が長い方や、税理士を目指す方には、メリットのある研修ですので、ぜひ受講していただきたいと思います。

2 通信研修

まず、3月下旬に通信研修に関するオリエンテーションが開催されます。オリエンテーションでは、通信研修に使用するテキストや課題が配付されました。テキストが多く、課題も難しいため、不安になりました

が、初めて研修生の仲間と会い、同じ境遇の仲間がいると思うと、心強く感じました。

通信研修は、簿記論及び財務諸表論（理論・計算）で構成され、3ヶ月間で4回の課題提出があり、約2週間に一度のペースで課題を提出する必要があります。また通信研修の成績が一定水準に達しない場合は、宿泊研修に進むことができません。

会計学を学んだことのない私にとっては、知らない内容ばかりで、一つの解答を作成するにも非常に時間がかかり、平日の業務終了後や休日に課題に取り組みました。必死に取り組んだことで、宿泊研修に向けた基礎的な知識を学ぶことができたと思います。

3 宿泊研修

宿泊研修は、7月上旬から10月上旬までの約3ヶ月間、講義及び演習の形式となっています。

講義は、会計学、簿記論（商業簿記及び工業簿記）、経営分析、税法などがあります。講義を担当して下さる先生方は、どなたもその分野の第一線でご活躍されている方々なので、非常に緊張して講義に臨みましたが、とてもフレンドリーで、分かりやすく教えてくださいました。また、先生方の講義に対する情熱を感じることができ、勉強に対し前向きになることもできました。

この研修の最大の試練は、9月下旬の修了試験です。簿記論、商業簿記・工業簿記、会計学、財務諸表論及び経営分析の5科目で実施され、合格するためには全ての科目で60%以上の得点を取る必要があります。

それぞれの科目の試験範囲が広く、内容

も非常に高度なため、試験に向けて各自で勉強するだけでなく、研修生同士で分からない点などを教え合い、全員で理解を深めていきました。不合格になるとこれまでの努力が水の泡となるため、試験当日、皆の顔つきが違い、緊張感が伝わってきました。

プレッシャーのかかる試験勉強期間でしたが、皆で協力して臨むことにより、研修生同士の絆をさらに強くすることができました。

4 寄宿舎生活

長期間の研修のため、施設環境ということも大切です。その点、自治大学校の寄宿舎は申し分なく、全室個室で、講堂やトレーニングルームも利用でき、快適に過ごすことができました。また各階に談話室があり、談話室では、各地の銘酒や名産品をいただきながら、仕事や家族のことなど様々なことを語り合い、楽しい時間を過ごすことができました。

3ヶ月間ともに過ごした仲間たちからは、様々な刺激を受け、自分の視野も広がったと思います。また、今後も助け合える仲間を得ることができたのは、大きな財産となりますし、この研修の魅力の一つではないかと思います。

5 おわりに

宿泊研修が終わり、通常業務に戻った頃は、肌寒く季節も変わっていました。現在県税事務所において、法人課税業務に従事していますが、簿記・会計学の専門的な知識を学んだことにより、税理士等とのやりとりや財務諸表の理解度など、以前よりスムーズになったと感じています。今後も今回得た知識を活かしながら、業務に励んで行きたいと思います。

研修前は「大変だ、大変だ」と思っていたのですが、振り返ると楽しく、充実した研修になりました。熱心にご指導くださいました

先生方、校長先生をはじめとする自治大学校の職員の皆様、このような機会を与えてくださった職場の皆様、そして研修中お世話になったたくさんの仲間に、この場をお借りして改めて心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



(自治大学校中庭にて撮影)

マネジメントコース研修生のつぶやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース(※)の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感を述べたものです。

※ 自治大学校における一年間の研修であり、通常の研修(第1部課程等)を履修し、残りの期間は自治大学校における実務に参画することにより、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

4月に自治大にきた当初は、「教授室」ってどんなことをやるんだ？どんな教授と一緒に仕事をするんだ？と謎でいっぱいでした。『在留外国人に係る法制度』をテーマに、来年度以降の研修生が本課程の事例演習で使用するテキストを、約半年で1冊完成させるという任務を与えられ、マネジメントコース特別研修生（以下、特研生）の私にかなりの裁量が与えられました。裁量があるということは、自由と共に責任とプレッシャーがあるということです。でも、せっかく任せてもらえたのだから、研修生にわかりやすく、おもしろくを目標に、昨年までのテキストとは毛色を変えて、コラムを入れたり、解説や写真を多めに取り入れたり、工夫しました。本課程中はかなり忙しいので、テキストをじっくり読む時間がありません。そのため、自分が一生懸命作ったテキストを、どうにか飽きずに、最後まで読んでほしいとの思いを込めて作成しました。今回は、実地調査にもたくさん行かせていただきました。現場を見るのと見ないのでは、テキストの説得力が全く違います。いつになく膨大なページ数の超大作になってしまいましたが、なるべく多くの研修生に使ってもらい、思いが届くといいなと思います。

私たち特研生10人は、1年間も一緒に暮らしているので、仲良くなり、連帯感があります。私がインフルエンザに罹患したとき、そばに家族がいない不安は全くなく、私に何かあったら特研生がいるという不思議な安心感がありました。実際、特研生にはすごくお世話になりました。あと1ヶ月でお別れだと思うと本当に寂しいですが、この絆はずっと続くものと思います。

立川で春夏秋冬を過ごし、住みやすい立川が好きになり、詳しくなりました。毎日のように自転車で散策し、おいしいお店を探し回った日々が懐かしいです。ラーメン屋の多い立川ですが、ときには自転車で国立まで行き、おしゃれなパンケーキを食べ、都会生活を満喫しました。またいつか、立川に帰って来たいです。
(R.S)

実地調査で大分県豊後高田市へ



仏壇巡りをした政策立案のメンバーと米田先生

